

改正した枚方市下水道条例を 平成 25 年 4 月 1 日から施行します

改正した枚方市下水道条例を平成 24 年 12 月 10 日に公布しました。

事業所排水に適用する基準等について、見直しを行っており、改正の概要については以下のとおりです。

1. 事業所排水に適用する基準の見直し

①製造業又はガス供給業における排除基準及び除害施設設置基準の見直し

製造業又はガス供給業を営む事業所に対しては、その他の事業所よりも厳しい基準を上乗せ基準として設定していましたが、当該基準を廃止しました。これにより、製造業又はガス供給業を営む事業所については、次のとおり、その他の事業所と同じ排除基準及び除害施設設置基準（以下、「排除基準等」とします。）を適用することとなります。

<製造業又はガス供給業を営む事業所に適用する排除基準等>

項目	見直し前	見直し後
温度	40 度以下	45 度以下
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	1 リットルにつき 12.5 ミリグラム以下 (渚処理区) 1 リットルにつき 125 ミリグラム以下 (鴻池処理区)	1 リットルにつき 38 ミリグラム以下※ (渚処理区) 1 リットルにつき 380 ミリグラム以下 (鴻池処理区)
水素イオン濃度	水素指数 5.7 以上 8.7 以下	水素指数 5 以上 9 以下
生物化学的酸素要求量	1 リットルにつき 5 日間に 300 ミリグラム以下	1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム以下
浮遊物質	1 リットルにつき 300 ミリグラム以下	1 リットルにつき 600 ミリグラム以下
窒素含有量	1 リットルにつき 150 ミリグラム以下	1 リットルにつき 240 ミリグラム以下
燐含有量	1 リットルにつき 20 ミリグラム以下	1 リットルにつき 32 ミリグラム以下

※アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量に係る排除基準等のうち渚処理区に適用される基準値は、暫定基準が適用されるため、現時点では「1リットルにつき 76 ミリグラム以下」となります。

②除害施設設置基準の明確化と適用要件（すそきり）の設定

除害施設設置基準を法の体系に合わせ、「下水道の機能及び構造を保全するための基準」と「放流水の水質を法第 8 条の技術上の基準に適合させるための基準」に区分して規定することで、基準の明確化を図りました。また、除害施設設置基準の項目のうち下水処理場において処理が可能な物質の一部について、適用要件を設定しました。これにより、1 日当たりの平均的な排除量が 50 立方メートル未満の事業所については、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、窒素含有量及び燐含有量の 4 つの物質について基準を適用しません。

③ノルマルヘキサン抽出物質含有量の基準値の見直し

ノルマルヘキサン抽出物質含有量の基準について、次のとおり、全ての事業所で、一律の基準値としました。

<見直し後のノルマルヘキサン抽出物質含有量の基準値>

・ 鉱油類含有量	1リットルにつき	5ミリグラム以下
・ 動植物油脂類含有量	1リットルにつき	30ミリグラム以下

2. その他

①「希釈による措置の禁止」の削除

1日の最大排除量が50立方メートル以上の下水を排除する者に対し、希釈による措置を禁止していましたが、本規定を削除しました。

②水質測定義務の対象者の見直し

水質測定義務の対象者から「最も多量の汚水を排除する1日において、30立方メートル以上の汚水を排除する者」及び「特定施設の設置者」を条例の対象者から削除しました。

<水質測定義務の対象者>

	見直し前	見直し後
法	・ 特定施設の設置者	・ 特定施設の設置者
条例	・ 特定施設の設置者 ・ 除害施設の設置者等 ・ 最も多量の汚水を排除する1日において、 30立方メートル以上の汚水を排除する者	・ 除害施設の設置者等

③除害施設の設置者に係る届出の見直し

除害施設の設置者について、氏名等変更届出書、除害施設使用廃止届出書及び承継届出書の提出義務を新設しました。それぞれ変更等のあった日から速やかに提出する必要があります。

(ア) 氏名等変更届出書

氏名（法人にあっては、その名称又は代表者の氏名）、住所又は工場若しくは事業場の名称若しくは所在地の変更した場合に、届出の提出が必要です。

(イ) 除害施設使用廃止届出書

除害施設の使用を廃止した場合に、届出の提出が必要です。

(ウ) 承継届出書

除害施設に係る届出者の地位を承継した場合に、届出の提出が必要です。